



# 組立保険

組立工事の工事期間中に発生した事故による損害を補償します。



## 1 組立保険の仕組み

組立保険は、

①家電品の据付、リフォーム工事、さまざまな種類の機械やプラント設備等の据付・組立工事において、工事期間中に発生した火災、暴風雨、作業ミス等の不測かつ突発的な事故によって、工事の目的物や工事用仮設建物等の保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

②ご**契約者**（1）は、発注者または受注者（元請業者）等の工事関係者とします。

また、**被保険者**（2）は、発注者、受注者（元受業者）、下請人となる専門工事業者、機材のメーカーや供給者等、すべての工事関係者とします。なお、保険の対象（工事用仮設物や工事用仮設材等）にリース物件が含まれている場合は、リース業者も**被保険者**（2）に含める必要があります。



## 2 補償の対象

### （1）対象となる工事

以下のような工事が対象となります。

対象工事の例	（具体例）
家電品の据付工事	住宅への冷暖房機、洗濯機、コンピュータ、テレビ・オーディオ機器、電話機・ファクシミリ等の家電品据付工事
建物内装・外装工事	ビル・住宅の建屋内工事（内装、改装、間仕切り、天井取替工事等）および建屋外工事（外壁、屋根取替え・補強、外壁吹付け工事等）
ビル付帯設備（取替え、増強工事を含む）	ビル等の空調、給排水衛生設備、電気設備およびガス設備の据付工事、太陽光発電パネル（家庭用）
通信用設備（IT 設備）の据付工事	交換機、コンピュータ（ホスト、サーバー、クライアント）、電話機、無線送信機、電源装置、その他周辺機器、アンテナ、通信用ケーブル、配線等の据付工事
一般機械の据付工事	金属工作機械、ポンプ、送風機、化学機械、プラスチック成形加工機、繊維機械、食品加工機械、試験・実験設備装置・測定機械等の据付工事
電気・受配電設備工事	変圧器、遮断器、配電盤、整流器、変流器、変成器および電気配線等の受変電設備の据付工事
発電所等の各種プラントおよび各種鋼構造物等の組立工事や据付工事	石油精製プラント、太陽光発電プラント（事業用）、水力発電設備、ボイラー、蒸気タービン、エレベーター、クレーン、鉄塔、煙突、橋梁、歩道橋

等

 ただし、次に掲げる工事は本保険の対象にはできません。

- ①解体、撤去、分解または取片づけ工事
- ②ビル、住宅等の建築工事を主体とする工事（「建設工事保険」の対象となります。）
- ③道路工事、上下水道工事等、土木構造物を建設する土木工事を主体とする工事（「土木工事保険」の対象となります。）
- ④船舶にかかわる工事、海上浮揚物件（浮棧橋、ポンツーン、ブイ等）にかかわる工事

等



 1 契約者	保険契約の当事者（保険料を払い込みいただく方）であり、保険契約上のさまざまな権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。
 2 被保険者	補償を受けることができる方をいいます。

## (2) 保険の対象

保険の対象は工事現場に所在する以下のものとなります。

- ①本工場の目的物
- ②本工事に付随する仮工場の目的物
- ③工場の仮設物
- ④工場の仮設建物
- ⑤工場の仮設建物内の什器・備品（ただし、家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。）
- ⑥工場の材料
- ⑦工場の仮設材



保険の対象に含まれない物がありますのでご注意ください。

- ◆据付機械設備等の工場の仮設備（据付費および付帯設備工事費を含みます。）および工場の機械器具ならびにこれらの部品
- ◆航空機、船舶、水上運搬用具、機関車または自動車その他の車両
- ◆設計図書、証書、帳簿その他これらに類する物
- ◆通貨、有価証券、その他これらに類する物(▲3)
- ◆触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに類する物
- ◆原料または燃料その他これらに類する物

### 〈保険の対象の範囲〉

保険の対象	保険の対象の範囲
①本工場の目的物	請負契約上、完成後引渡しを要する工場の物件（発注者から支給された支給材料を含みます。）
②本工事に付随する仮工場の目的物	本工場を行う際に必要な一時的な構造物 (例) 型枠工、支持枠工、足場工
③工場の仮設物	本工場・仮工場を行うために一時的に設置される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備
④工場の仮設建物	本工場を行う際に必要な一時的な建物。工事期間以外においても恒久的に使用する建物は含みません。 (例) 現場事務所、宿舎、倉庫
⑤工場の仮設建物内の什器・備品	工場の仮設建物に収容されている什器・備品。ただし、家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。
⑥工場の材料	本工場の目的物の一部を構成する資材またはその工事ですべて償却される資材（発注者から支給された支給材料を含みます。） (例) ビルの一部となる鉄骨、機器および機器と機器を結ぶ配線
⑦工場の仮設材	本工事に付随する仮工場の目的物、工場の仮設物または工場の仮設建物の一部を構成する資材またはその工事ですべて償却される資材 (例) コンクリート用の枠、作業用足場として使用する鉄製支持材

! 上記③から⑦に掲げるものは、保険証券記載の工事専用でない場合には、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれません。



▲3 通貨、有価証券その他これらに類する物  
通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形（約束手形および為替手形）、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券等をいいます。  
ただし、小切手および手形は被保険者が第三者より受け取ったものに限ります。

## 3 補償の内容

工事現場において不測かつ突発的な事故により、保険の対象に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

「お支払いの対象となる主な損害」、「お支払いの対象となる保険金の種類」および「お支払いの対象とならない主な損害」は次のとおりです。

詳細は**普通保険約款** (▲4)・**特約条項** (▲5) (以下これらを総称して「保険約款」といいます。) によりますが、ご不明な点がございましたら、代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。) までお問い合わせください。

### (1) お支払いの対象となる主な損害

#### ★設計・施工等に関連するもの

①作業ミスによって生じた損害

(例) 機械の据付工事中に誤って資材を落とし、壊してしまった。

②設備、材質または製作の欠損による事故

(例) 機械の試運転中の発火によって機械が壊れてしまった。



#### ★自然の作用によるもの

①土地の沈下・隆起、地すべりまたは土砂崩れによる事故  
(例) 発電機の組立工事中に擁壁崩壊によって埋没した機材が破損してしまった。

②暴風雨、高潮、洪水、氾濫、落雷、冷害または氷害による事故等によって生じた損害

(例) 台風で据付中の機械が水に浸り、壊れてしまった。



#### ★その他

①作業員の取扱上の拙劣、悪意または過失による事故

②火災・破裂または爆発による事故

(例) 空調設備の組立工事中に発生した火災による空調設備の焼失

③電氣的事故(ショート、アーク、スパーク等)による損害

④盗難によって生じた損害

(例) 工事現場から工食用材料が盗まれた。

⑤航空機またはその一部の落下による事故

等



### (2) お支払いの対象となる保険金の種類

①保険金

損害額から**被保険者自己負担額** (▲6) を差し引いた額を保険金としてお支払いいたします。ただし、1回の事故につき、保険金額を限度としてお支払いいたします。

$$\text{保険金} = \text{損害額} - \text{被保険者自己負担額 (▲6)}$$

#### ■損害額の算出

損害額は、次の算式により算出した額とします。

$$\text{損害額} = \text{復旧費} + \text{損害の拡大防止費用} - \text{残存物価額 (▲7)}$$



▲4 普通保険約款	基本的な補償内容等を定めるものをいいます。特約条項を併せてご契約することで、普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除することができます。
▲5 特約条項	普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除するものをいいます。
▲6 被保険者自己負担額	損害発生の際に、被保険者に自己負担いただく金額をいいます。
▲7 残存物価額	損害の生じた地および時における損害の生じた保険の対象の残存物の価額をいいます。

## ②復旧費

損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する修理費および修理に必要な点検または検査の費用をいい、請負金額の内訳書を基礎として算出します。

ただし、仮工事の目的物、工事中仮設材、工事中仮設物、工事中仮設建物および工事中仮設建物内に收容されている什器・備品についての復旧費は、これらの物の損害が生じた地および時における価額によって定め、1回の事故につき、保険金額の2%相当額または500万円のいずれか低い額を限度とします。\*

※オプションの「仮設物の損害額の限度に関する特約条項」をセットいただくことで、限度額の引き上げを行うことが可能です。

次の（ア）～（工）の費用は復旧費に含まれません。

（ア）	仮修理費。ただし、弊社が、本修理の一部をなすと認めた費用については、復旧費に含むものとします。
（イ）	工事内容の変更または改良による増加費用
（ウ）	保険の対象の損傷復旧方法の研究費用
（エ）	保険の対象の復旧作業の休止または手待ち期間の手待ち費用

## ③損害の拡大防止費用

損害の拡大防止のために必要または有益な費用（ただし、弊社が承認したものに限り）をいいます。

## （3）お支払いの対象とならない主な損害

以下の損害に対しては保険金をお支払いできません。  
なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等によって生じた損害
②騒擾 <sup>じょう</sup> によって生じた損害
③労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱によって生じた損害
④官公庁による差押え、収用、没収または破壊によって生じた損害（火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。）
⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
⑥核燃料物質、放射能汚染等によって生じた損害
⑦ご契約者（  1）、被保険者（  2）またはこれらの法定代理人、工事現場責任者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
⑧保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
⑨保険の対象の性質もしくは瑕疵 <sup>かし</sup> またはその自然の消耗（さび、スケール等を含みます。）もしくは劣化
⑩残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
⑪保険の対象の設計、材質、製作の欠陥を除去するための費用を支出したことによる損害
⑫完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害
⑬保険料領収前に生じた事故による損害
⑭テロによる損害（保険金額が15億円以上の工事を対象とする場合）

等

## 4 オプション

各種の**特約条項** (▲5) をご契約いただくことで、さらに補償を充実させることができます。補償の範囲を拡大する代表的な**特約条項** (▲5) の概要は次のとおりです。お支払いする保険金やお支払いの対象とならない損害等の詳しい内容については、代理店または弊社までお問い合わせください。

### 損害賠償責任担保特約条項

以下のいずれかに起因して、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償いたします。

- ① 工事現場における保険の対象工事ならびにこれに付随して行われる解体、分解、撤去および取片づけ工事の遂行
- ② 上記①の工事の遂行のために、工事現場において**被保険者** (▲2) が所有、使用または管理する施設または設備

※この特約条項では、被保険者が、工事の発注者の所有する財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害は補償の対象外になっています。この補償が必要な場合は、下記の「敷地内所有物件に関する特約条項」をご確認ください。

### 敷地内所在物件に関する特約条項

工事現場における保険対象工事またはこれに付随して行われる解体、分解、撤去もしくは取片づけ工事に起因して、発注者または**被保険者** (▲2) が所有、使用または管理する財物のうち、工事現場の属する敷地内にある以下の財物に生じた損害を補償いたします。

- ① 保険の対象となる工事が「建物内・外装工事」または「ビル付帯設備工事」の場合  
建物、構築物、機械設備、什器・備品、家財、商品・製品およびその他の財物
- ② 保険の対象となる工事が上記①以外の工事の場合  
建物、構築物、機械設備および什器・備品

### 特別費用担保特約条項

損害が生じた保険の対象の復旧のために要した急行貨物割増運賃（ただし、航空貨物運賃を除きます。）ならびに残業、休日勤務および夜間勤務による割増賃金を支出したことによる損害を補償いたします。

### 残存物の解体および取片付費用担保特約条項

損害が生じた工事の目的物の残存物の取片づけに必要な費用（解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用）を補償いたします。

### 仮設物の損害額の限度に関する特約条項

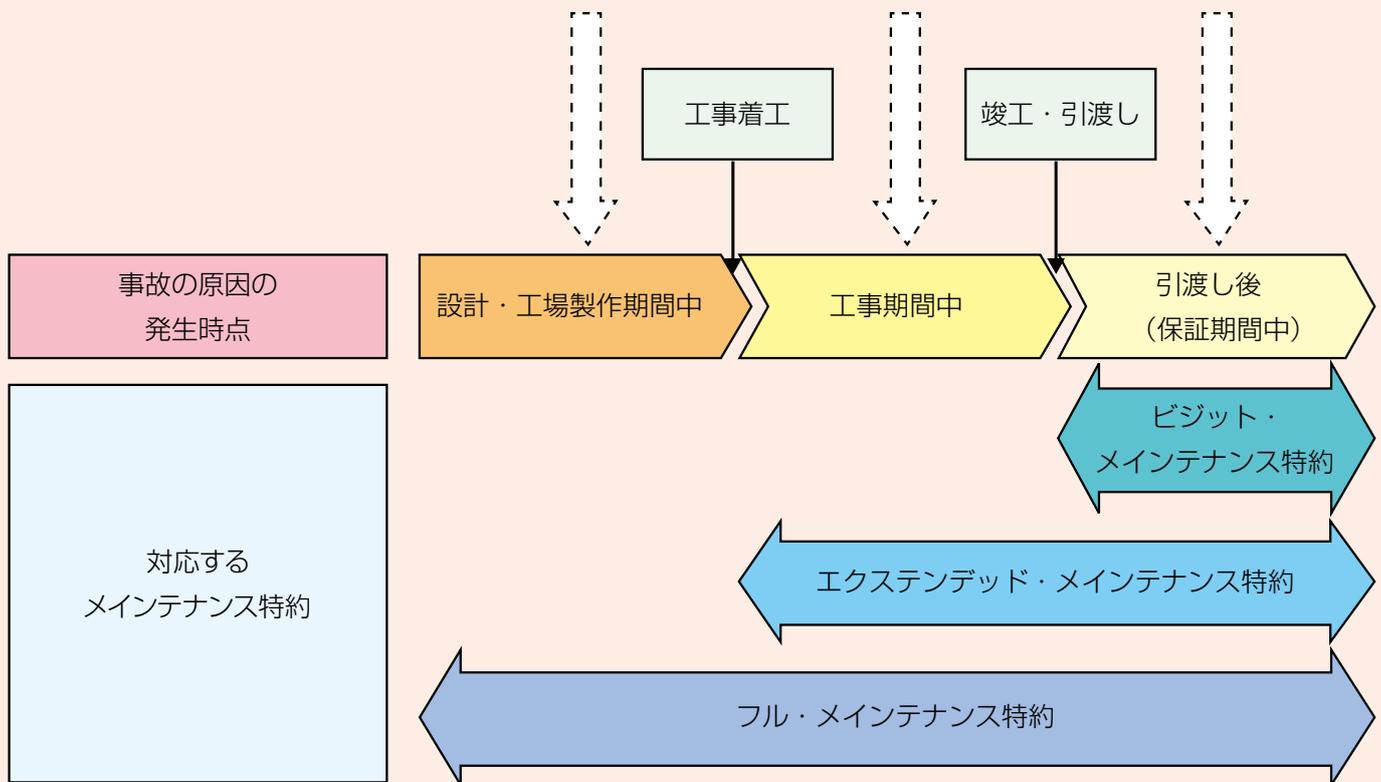
仮工事の目的物、工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物および工事用仮設建物に収容されている什器・備品に生じた損害について、組立保険**普通保険約款** (▲4) で定める限度額（保険金額の2%相当額または500万円のいずれか低い額）を超える損害を補償いたします。

## メンテナンス期間に関する特約条項

工事の請負契約書上、発注者以外の被保険者（△2）が自らの費用で復旧すべき責任を有する損害のうち、工事の目的物の引渡し後のメンテナンス期間（保証期間）中に不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害を補償いたします。具体的な補償内容は下記のとおりです。

特約条項	補償の対象となる事故		
	設計、材質または工場製作の欠陥による事故	工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥による事故	引渡し後の修補作業の拙劣その他の修補作業中の過失による事故
①メンテナンス期間に関する特約条項（ビジット・メンテナンス）	×	×	○
②メンテナンス期間に関する特約条項（エクステンデッド・メンテナンス）	×	○	○
③メンテナンス期間に関する特約条項（フル・メンテナンス）	○	○	○

（○：補償される、×：補償されない）



## 5 自動セットの特約

ご契約の内容等により、以下に記載する特約が自動セットされます。

### 特約火災重複危険免責特約条項

組立保険と同一の保険の対象について、**特約火災保険**（ 8）をご契約されている場合は、組立保険と**特約火災保険**（ 8）の補償の差の部分のみを補償いたします。

### テロ危険不担特約条項\*

テロ行為およびテロ行為を抑制・防止する行為、またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為により生じた損害については、お支払いの対象外となります。

※ 1 工事あたりの保険金額が15億円以上のご契約（総括契約の場合は保険金額が15億円以上のご契約）の場合は、自動セットになります。



#### 8 特約火災保険

「独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等特約火災保険契約」、「独立行政法人都市再生機構分譲住宅等特約火災保険契約」、「独立行政法人福祉医療機構承継融資物件等特約火災保険契約」、「勤労者財産形成融資住宅特約火災保険契約」および「沖縄振興開発金融公庫融資住宅等特約火災保険契約」をいいます。

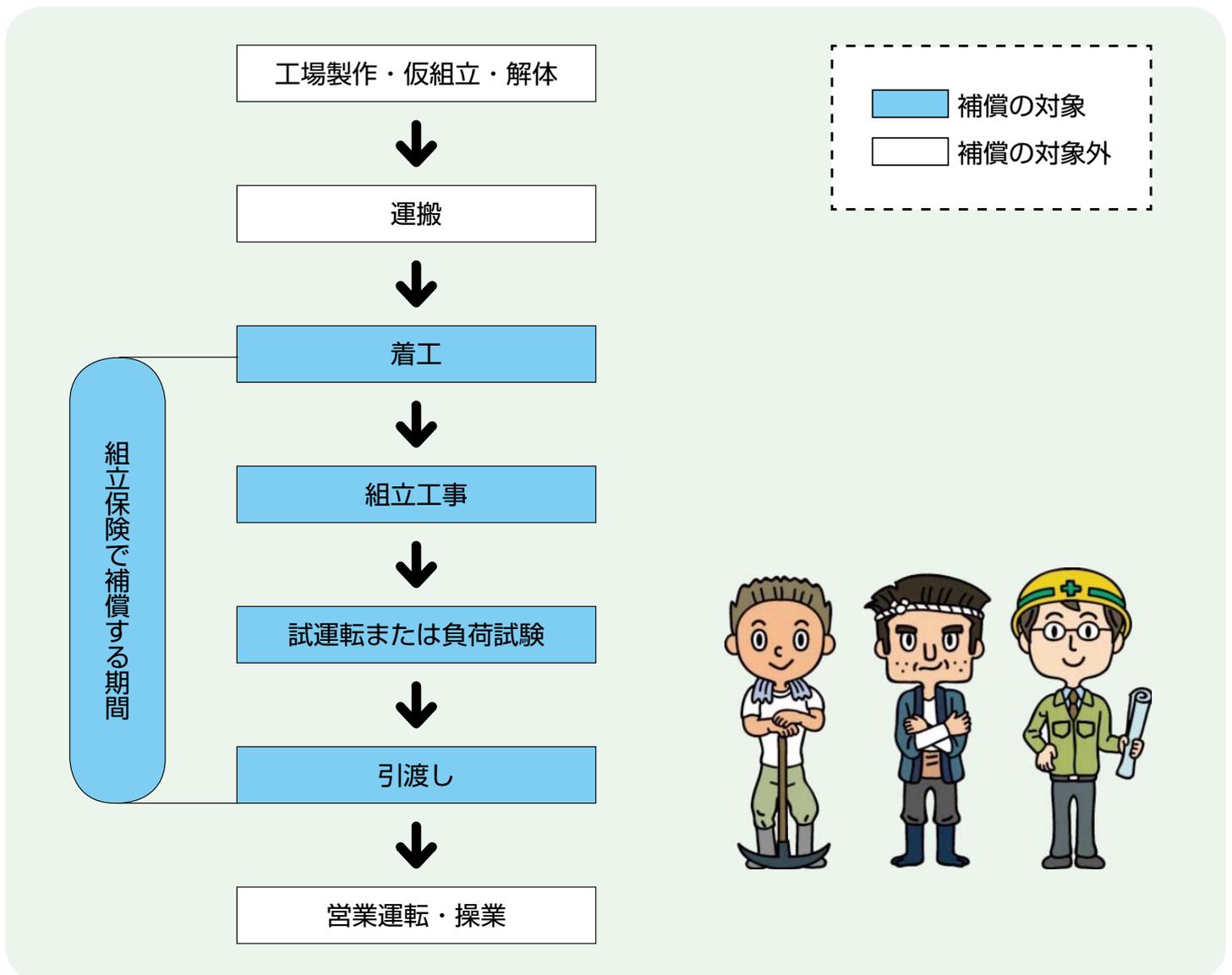
## 6 保険期間（保険のご契約期間）

保険期間は、保険の対象とする工事の着工日から、工事の目的物の引渡予定日までの期間で設定していただきます。



弊社の保険責任は、始期日の午前0時（これと異なる時刻で定めた場合はその時刻）に始まり（保険期間の開始後であっても、工事中材料および工事中仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時に始まります。）、次のいずれかのうち最も早い時におわります。

- ①満期日の午後12時
- ②工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時）
- ③保険の対象が操業を開始した時



## 7 保険金額（ご契約金額）

保険金額は、**請負金額**（9）で設定していただけます。



保険金額の設定に際しては、以下の点にご注意ください。

- ①自社物件工事等、請負工事ではないために**請負金額**（9）に該当する額がない場合は、保険の対象を完成させるために必要な金額で設定していただけます。
- ②保険金額が**請負金額**（9）に不足する場合は、その不足する割合によって、以下の算式に従いお支払いする保険金が削減されますのでご注意ください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{お支払いする} \\ \text{保険金} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者} \\ \text{自己負担額} \\ \text{（6）} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金額} \\ \text{請負金額} \\ \text{（9）} \\ \hline \end{array}$$

## 8 契約方式

契約方式は、次の2とおりです。

### (1) 一般契約方式（個別契約方式）

特定の1つの工事を、補償の対象とする契約方式で、保険期間はその対象となる工事の工事期間にあわせて設定いただけます。

### (2) 総括契約方式

お客様が保険期間内に着工される組立工事のうち、ご契約時にあらかじめ特定した種類の工事のすべてを対象としてご契約いただく方式です。

この方式によるメリットとしては、以下の点が挙げられます。

#### ①保険料が割安です。

1工事ごとに保険を手配されるよりも、総括契約方式によりすべての工事について保険を手配された方が、1件あたりの工事の保険手配にかかる保険料が割安になります。

#### ②保険の手配漏れの心配がなくなります。

保険のお申し込みはご契約時の一度で済みます。また、ご契約時にあらかじめ特定した種類の工事で保険期間内に着工されるすべての工事が自動的に対象となりますので、保険の手配漏れがありません。

最近の会計年度の完成工事高が50億円以下の建設業のお客様で、上記の総括契約方式等の包括的なご契約をご希望の場合は、超ビジネス保険をおすすめいたします。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。



### 9 請負金額

請負金額に支給材料の金額が含まれていない場合はその金額を請負金額に加算していただく必要があります。また、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を控除し、**出精値引**（10）がなされている場合はその金額を加算していただく必要があります。保険の対象に中古品が含まれる場合には、その中古品にかかる保険金額は、これと同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額（再調達価額）とします。

### 10 出精値引

施主の希望や予算に基づき適用される割引額をいいます。

## 9 保険料に関する事項

### (1) 保険料の計算方法

保険料は、工事の具体的な内容、工事期間、請負金額の規模、過去の事故歴、ご契約条件（**被保険者自己負担額**（▲6）やセットする**特約条項**（▲5）等）によって決定されます。



ご契約には、工事請負契約書、工事仕様書、図面、工事金額内訳書、工事工程表等の資料をご提出ください。

### (2) 保険料の計算式

保険料は、次の式により算出されます。（詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。）

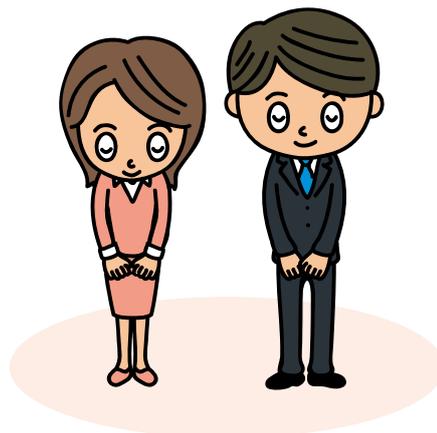
$$\text{①保険料 (円)} = \text{保険金額 (千円)} \times \text{②保険料率 (\%)}$$

①保険料
●保険期間が4か月以上で、かつ、保険料が30万円以上のご契約については、分割払により保険料を払い込みいただくこともできます。
●最低保険料は、1契約について1,000円です。
②保険料率
●保険料率（%）は、保険金額1,000円に対する保険料の割合をいいます。

このパンフレットは、組立保険の概要をご紹介します。

詳細については、保険約款をご参照ください。

なお、保険金のお支払条件・ご契約手続、その他ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または弊社まで、お問い合わせください。



## 事故が起きた時の手続き

### ■事故の通知

保険の対象に損害が生じたことを知った場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

### ■保険金請求に必要な主な書類

保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書および損害の額を証明する書類のほか、保険の対象とする工事にかかわる請負金額および請負金額の内訳を証明する書類等をご提出いただく場合があります。

### ■保険金請求の时效

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

## ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

## 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

## ご契約の際のご注意

### ●告知義務

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。

お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※ 弊社の代理店には、告知受領権があります。

### ●通知義務

ご契約後に次に掲げる事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってはご契約を解除することがあります。

- ① 工事を追加、変更、中断、再開または放棄すること。
- ② 設計、仕様または施工方法の重要な変更を行うこと。
- ③ ①および②のほか、危険が著しく増加すること。
- ④ ①から③までのほか、申込書その他の書類の記載事項のうち☆が付された事項に変更を生じさせる事実が発生すること。

### ●他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いいたします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いいたします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いいたします。

### ●保険料についての注意点

保険料はご契約と同時に払い込みください。

保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

### ●保険料領収証

保険料を払い込まれる際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますのでご確認ください。

### ●保険証券

ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください。

### ●代理店の業務

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、ご契約の代理店と有効に成立したご契約については、弊社と直接締結されたものとなります。

### ●自動セットの特約

保険金額（ご契約金額）が一定金額を超えるご契約等につきましては、「テコ危険不担保特約条項」をセットしてお引受けすることとなります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

### ●重要事項説明書

このパンフレットは組立保険の内容についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら代理店または弊社までお問い合わせください。

## 保険に関するお問い合わせは

### 東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



# 0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）

お問い合わせ先

## 東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



### Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて  
地球の安心・安全をひろげます。